

8月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和6年8月16日(金)
- 2 会場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
山竹葉子 委員(職務代理者)
増田紀子 委員
- 5 会議出席者 増井太郎 教育部長
伊東義直 学校福祉部長
嶋美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
平岡雅子 保育・幼稚園課長
増井悟 スマイルライフ推進課長
下村千鶴子 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当兼庶務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、8 月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>「増田徹哉委員」と「外山委員」は本日欠席となりますので、本日の議事録署名人は「山竹委員」と「増田紀子委員」となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日は、生きがい・交流部の案件がありますので、まず、その他の 1 番「令和 6 年度第 26 回海の子山の子交流事業「海の体験」について」、スマイルライフ推進課長から説明をお願いします。</p>
増井スマイルライフ推進課長	<p>それでは、その他の 1 「令和 6 年度第 26 回海の子山の子推進事業」について、説明します。</p> <p>焼津市内を会場に海の子・山の子交流教室「海の体験」を開催します。</p> <p>「海の子山の子交流教室」は、焼津市(海)と川根本町(山)の子どもたちが、両市町の自然や地域の産業を学び、体験し、自然を守る心や故郷への愛着を育む事業で、平成 11 年から実施しており、今年で 26 回目となります。</p> <p>今回は、焼津市を会場に「海の体験」として開催し、参加者は、焼津市と川根本町の小学 4 年生から 6 年生 37 名で、日程は、9 月 21 日(土曜日)～22 日(日曜日)の 1 泊 2 日です。</p> <p>子どもたちが体験する内容は、鰹節削り体験や焼津漁港魚市場の水揚げの見学、マイナス 60 度の超低温冷蔵庫体験、ディスカバリーパーク焼津でのプラネタリウム観覧や、黒はんぺん作り体験など、海の街焼津ならではの体験活動を予定しております。</p> <p>なお、川根本町で開催する「山の体験」は、日帰りで 2 回開催し、1 回目を 8 月 23 日(金曜日)、2 回目を 10 月 19 日(土曜日)に実施予定であります。説明は、以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>なお、スマイルライフ推進課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。</p>

増井教育部長	<p>次に、議案として、議第9号「令和6年度教育費9月補正予算(案)について」、教育部長より説明をお願いします。</p> <p>令和6年度教育費9月補正予算(案)について、説明します。 議案の1ページをお願いします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会の議決を求めるべき標記予算案について、教育委員会の意見を求めるものです。</p> <p>提案理由としては、令和6年度教育費9月補正予算(案)について、9月2日開会の9月市議会定例会にて議決を経るため、教育委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>令和6年度教育費9月補正予算(案)の概要についてですが、本案件については、9月補正予算により債務負担行為を行うものです。</p> <p>今回、歳出予算として教育総務課が所管となる「小学校費」の中の、小学校猛暑災害対策事業費として、12億6,500万円を債務負担設定します。</p> <p>事業内容としては、近年の、急激な気候変動に伴う猛暑を災害と捉え、猛暑から児童の健康を守った上で、災害時の避難場所として市民の避難生活における健康を守るため、緊急防災・減災事業債を活用して小学校の屋内運動場へ空調設備の設置を行うための経費の補正となります。</p> <p>中学校については、このように既に空調設備の設置に向けて事業を進めており、工事の入札が終わり、今後、設置工事に入っていきます。</p> <p>一方、本案件である小学校猛暑災害対策事業については、11月上旬頃までに設計を完了する予定となっています。その後、工事に入っていきますが、契約をするために予算を確保しておく必要がありますが、今年度中の予算の支出はないため、債務負担行為を設定することになります</p> <p>資料戻りまして2ページをお願いします。</p> <p>本事業の予算限度額として、12億6,500万円、支出予定期間として、令和6年度から令和7年度までとし、財源は、全額地方債を充てる予定であります。説明は、以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。議第9号「令和6年度教育費9月補正予算(案)について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>

教育委員全員	(異議なし)
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>次に、議第 10 号「県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について」、学校教育課長より説明をお願いします。</p>
寺尾学校教育課長	<p>4 ページをお願いします。議第 10 号「県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」の改正について教育委員会の議決を求めます。</p> <p>初めに、改正理由について説明させていただきます。</p> <p>令和 5 年 3 月 28 日に静岡県人事委員会より「職務に専念する義務の免除に関する規則」の改正が公布されました。市立小中学校に勤務する県費負担教職員の職務に専念する義務の免除については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条の規定により、服務を監督する市教育委員会が属する当該市の条例及び規則によるものであるため、本市における規則も改正しようとするものです。</p> <p>次に、改正の概要について説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いします。</p> <p>職務に専念する義務の免除に該当する場合として、現行では「風害、水害、地震、火災、その他天災地変により「職員の住居が滅失又は破壊された場合」となっておりますが、それに「職員及び当該職員と同一の世帯生活に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合」も加えます。</p> <p>また、この場合における免除される期間について、現行は「1 週間」となっておりますが「事実があった日から起算して 7 日を経過するまでの間において必要と認める期間」に改めます。</p> <p>近隣市町の状況については、島田市では既に改正済みで、藤枝市は改正予定となっております。</p> <p>本日の定例教育委員会にて議決されましたら、速やかに公布し、今年度の 9 月 1 日より施行をする予定であります。</p> <p>以上、説明を終わります。ご協議の程よろしく願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	(質疑なし)

羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。議第 10 号「県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
教育委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。 次に、議第 11 号「焼津市教育支援センター条例施行規則の制定について」、子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>当日配布資料の議案書の 7 ページをお願いします。 まず、提案理由についてであります。5 月 22 日の定例教育委員でみなさまにご審議していただき焼津市議会 6 月議会で議決されております「焼津市教育支援センター条例」の施行に伴い、必要な事項を当規則で定めるものであります。 8 ページをお願いします。 焼津市教育支援センター条例施行規則(案)になります。内容について説明いたします。 第 1 条で当規則の趣旨を、 第 2 条で開設時間を午前 9 時から午後 5 時までと定めております。 第 3 条で休所日を(1) 週休日の土曜と日曜日、また、(2) 国民の祝日に規定する休日、及び(3) 春休み、夏休み、冬休み、の期間を休所日として定めております。 第 4 条で焼津市教育支援センター条例の第 5 条でセンターに必要な職員を置くとしておりますので、所長と指導員を配置することとしております。 第 5 条で通所する対象者について定めております。(1) 市内の小・中学校に在籍又は市内居住者、(2) 本人・その保護者が通所を希望、(3) 在籍する学校長が通所を認めていること。この 3 つ共に該当する児童生徒としております。また第 2 項において、年度途中で市外転出した場合の取り扱いについて規定しております。 第 6 条では通所するための申請方法について定めております。保護者が、10 ページの 1 号様式に必要事項を記載し在籍校を経由し、在籍校の校長の意見を付して教育委員会へ提出することとしております。 第 7 条では通所の承認方法について、11 ページの 2 号様式により承認・不承認を保護者及び在籍校の校長に通知するものとしております。第 2 項では通所承認期間は当該通所日の属する各年度末が期間となることを定めております。</p>

	<p>9ページをお願いします。</p> <p>第8条では通所期間終了後の再申請について、</p> <p>第9条では教育支援センターに通所した日数を在籍校の出席日数とすることができることとしております。</p> <p>第10条では、規則で定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定めるものとしております。</p> <p>次に付則であります。本規則の施行期日につきましては、令和6年10月1日とするものであります。</p> <p>経過措置としまして、現在、焼津市教育支援センターに通所している児童生徒等につきましては、通所承認がされたものとして取り扱います。</p> <p>また、「焼津市教育支援センター条例」の制定に伴い、「焼津市教育委員会事務局組織に関する規則」に変更が生じますので、第3条の各課の所掌事務に、子ども支援課の所掌事務として定めている「チャレンジ教室に関すること」を「教育支援センターに関すること」と改め、第5条の2第1項の表に、子ども支援課の所管施設として教育支援センターを加えるものであります。</p> <p>以上で、「議第11号 焼津市教育支援センター条例施行規則について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。議第11号「焼津市教育支援センター条例施行規則の制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
教育委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>次に、議第12号「焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」、引き続き、子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>12ページをお願いします。</p> <p>まず、提案理由についてであります。焼津市教育支援センター条例が制定されたことに伴い、課の所掌事務を規定する条文(第3条)を改正し、教育機関等の所管について第5条の2第1項の表に追加する必要が生じ</p>

	<p>たためであります。</p> <p>13 ページをお願いします。</p> <p>焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の新旧対照表です。</p> <p>「焼津市教育支援センター条例」及び「焼津市教育支援センター条例施行規則」の制定に伴い、当規則第3条の各課の所掌事務に、子ども支援課の所掌事務として定めている「チャレンジ教室に関すること」を「教育支援センターに関すること」と改め、第5条の2第1項の表に、子ども支援課の所管施設として教育支援センターを加えるものであります。</p> <p>「議第12号 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、お諮りします。議第12号「焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
教育委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>それでは、承認といたします。</p> <p>次に、報告事項の1番「いじめ問題への対応」について、引き続き、子ども支援課長より報告をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>当日配布資料報告事項の1ページをお願いします。</p> <p>まず、小学校の状況であります。7月の新たな「いじめ」の認知件数は30件でありました。6月よりも減少しましたが、昨年度よりも増加しております。「きつい言葉で言われたり、いやなことを言われたりする。」、「ささいなトラブルやからかいからお互いにやりかえしてけんかになる。」、などいずれも、学校で適切に指導し、見守りを続けております。</p> <p>次に、2ページをお願いします。</p> <p>中学校の新たな「いじめ」の認知件数は39件でありました。昨年度よりも増加しております。</p> <p>「相手の態度が気に入らなかったことを、ネットで悪口を言ったり、誹謗中傷したりする。」、「相手が嫌がることを言ったりしたりする。上靴な</p>

	<p>どがなくなる。」などのケースがありました。こちらも、学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。</p> <p>1 ページ2 ページとも右下の(4)現在の状況をご覧ください。いじめ解消の要件が、①少なくとも3か月間はいじめに係る行為が止んでいる、②いじめを受けた子どもが心身に苦痛を感じていない、の2つを満たすこととされており、これまで、3か月間が経っていないため、①解消欄に件数の記載がありませんでしたが、今申し上げた要件を満たす事案があることから、4月の認知件数のうち、小学校では11件、中学校では12件が解消となっております。夏休み明けも、些細ないじめも見逃さないように、認知件数は多く、解消件数も多くなるよう取り組んでまいります。</p> <p>次に、口頭での報告となりますが、2件のいじめ重大事態の被害児童生徒の様子についてご報告させていただきます。</p> <p>まず、小学校4年生の児童Aさんです。加害児童との接触機会も少なく、落ち着いた学校生活を送っています。欠席は2日でした。</p> <p>2件目、小学校4年生の児童Bさんです。7月5日の社会見学以降欠席が続いております。食べられないなどの症状が見られるため、学校だけでなく、医療機関とも連携しながら対応に当たっているところですが、本人からなかなか話を聞くことができない状況が続いています。</p> <p>報告は、以上です。</p>
羽田教育長	<p>報告が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
増田紀子教育委員	<p>いじめの具体的な内容で、「冷やかし」、「からかい」といった相手に対する言葉がなかなか減ってこないところが気になる所である。</p> <p>相手を大事にするといった教育活動は、学校で行っていると思いますが、安易に人を傷つけるという言葉子ども達に考えさせながら指導して行って欲しいと改めて感じました。</p> <p>発見のきっかけが、アンケートや、本人以外の児童生徒もいるため、子ども達も、こういうことを言うてはいけないと認識していると思います。</p> <p>今後も地道に指導していただきたいと思います。</p>
荒井子ども支援課長	<p>各学校に働きかけをしていきたいと思います。</p>
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

<p>荒井子ども支援課長</p>	<p>次に、報告事項の2番「最近の小中学校の状況について」、引き続き、子ども支援課長から報告をお願いします。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>「7月の生徒指導関係」であります。まず、不登校については、小学生は81人で昨年度よりも17人増えています。中学生は167人で、こちらでも昨年度よりも22人増えております。今年度学校福祉部では、どこからも支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指しています。7月の不登校児童生徒の内、支援を受けていない割合は、小学校が14.8%であり、6月よりも減少、中学校が15.0%であり、6月よりも増加しました。今後も、支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指し、学校と連携して取り組んでいきます。</p> <p>次に問題行動であります。小学校は55件で、中学校は53件でした。小中学校ともに昨年度よりも増加していますが、先月よりは減少しました。小学校では、ささいなトラブルから暴力をふるったりする生徒間暴力と嫌なことを言ったり、物を投げたりするその他粗暴が多くなっています。中学校では、いやなことを言ったり、からかったり、暴言を吐いたりするその他粗暴が最も多く報告されました。夏休み明けの不登校や問題行動に丁寧に対応していきたいと考えています。</p> <p>次に交通事故については、0件でした。</p> <p>昨年度よりも減少しています。夏休み明けも引き続き、交通事故に注意するよう働きかけていきたいと思っております。</p> <p>最後に不審者についてであります。7月もありませんでした。引き続き、注意喚起を行ってまいります。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
<p>教育委員全員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>次に、学校教育課長から報告をお願いします。</p>
<p>寺尾学校教育課長</p>	<p>4ページをご覧ください。</p> <p>まず、小学校の夏季休業後の登校開始日ですが、焼津東小、港小が8月27日から始まり、9月2日の和田小を最後にすべての小学校が登校を開始します。</p> <p>また、中学校は、8月27日、28日で全ての学校が登校を開始します。</p> <p>これまでのところ、学校から大きな事故やけが、病気等の報告は入って</p>

	<p>おりません。残りの夏季休業中も、事故なく充実した夏休みが過ごせることを願っております。</p> <p>次に、学校行事についてです。</p> <p>中学校で行われる体育大会ですが、昨年度までは、9月中に行う学校が多くありましたが、熱中症対策も考え、本年度は、ほとんどの学校が10月に計画しています。また、和田中、焼津中はすでに5月に実施しております。</p> <p>どの学校でも、生徒が企画し運営する、生徒の主体性を大事にした体育大会が、行われるようになってきています。</p> <p>この9月から11月には、(2)の日程で、中学校の文化発表会も行われます。クラス合唱だけでなく、子どもたちの自主的な発表を行う学校もあると聞いています。</p> <p>小学校では、(3)にありますように、10,11月にすべての学校で修学旅行が計画されています。コロナ禍以降、東京方面への修学旅行となっています。</p> <p>また、小学校4年生、5年生はこの時期に宿泊訓練が行われます。4年生は、焼津青少年の家で1泊2日、5年生は、朝霧野外活動センターなどで、1泊2日、または、2泊3日で行われます。4年生の活動ではカヌー体験、5年生は、グループごとのウォークラリーなどをメインの活動として、計画しているようです。各学校では、どのような行事でどのような資質を子どもたちに育てるか、ねらいを大事にして、様々な行事に取り組んでいます。</p> <p>最後に、市教委による学校訪問の予定です。</p> <p>9月に訪問の予定はありませんが、10月に4校の訪問が計画されています。教育委員の皆様にも、同行していただく計画となっております。1か月ほど前にはご案内をしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
羽田教育長	<p>報告が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>次に、報告事項の3番、「蔵書点検に伴う休館について」、図書課長より報告をお願いします。</p>
平田図書課長	<p>「蔵書点検に伴う休館について」報告します。</p> <p>蔵書、資料等の点検、修理などのため9月24日(火曜日)から9月30</p>

	<p>日（月曜日）までの期間、大井川図書館を休館します。</p> <p>この期間中に資料等の返却期限とならないように設定しておりますが、資料を返却する際は、CDなどの視聴覚資料や他市の図書館から借りた資料などを除き、資料返却用のブックポストを利用させていただきます。</p> <p>なお、焼津図書館及び大井川を除く8つの地域交流センターの図書室については、蔵書点検を5月に終了しており、当該期間中は通常どおり開館しております。報告は、以上です。</p>
羽田教育長	<p>報告が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>（質疑なし）</p>
羽田教育長	<p>次第にありませんが、教育支援センター「東益津チャレンジ」について、子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
荒井子ども支援課長	<p>新しい教育支援センター「東益津チャレンジ」が10月1日に開所します。つきましては、10月1日（火曜日）午前11時から、開所式を予定しています。教育委員の皆様にもご出席いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。説明は以上です。</p>
羽田教育長	<p>以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。</p> <p>全体を通しまして、委員からご発言がありましたらお願いします。</p>
増田紀子教育委員	<p>南海トラフ地震の注意情報が発表され、学校も改めて危機感を持ったことと思います。学校では、防災訓練も実施され、マニュアルも整備されているかと思いますが、今後も、こういった事態に備えて、学校の危機管理体制に対する学校間での情報交換等も実施しながら、より工夫された訓練なども行っていくべきであると感じました。</p>
羽田教育長	<p>以前、登校時の災害を想定し、焼津中学校の近くを通る小学生が、焼津中学校へ避難するという訓練を行ったこともありました。過去には、こういった小中学校が連携した訓練も実施しています。</p> <p>今後も、各学校で情報共有をするなど連携し、訓練を実施していけるよう働きかけていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次回開催予定ではありますが、次回は、9月26日（木曜日）午後2時30分から、場所は、本庁舎7階 会議室7Aで行います。</p>

	<p>以上をもちまして、8月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
--	---

【午後4時10分閉会】